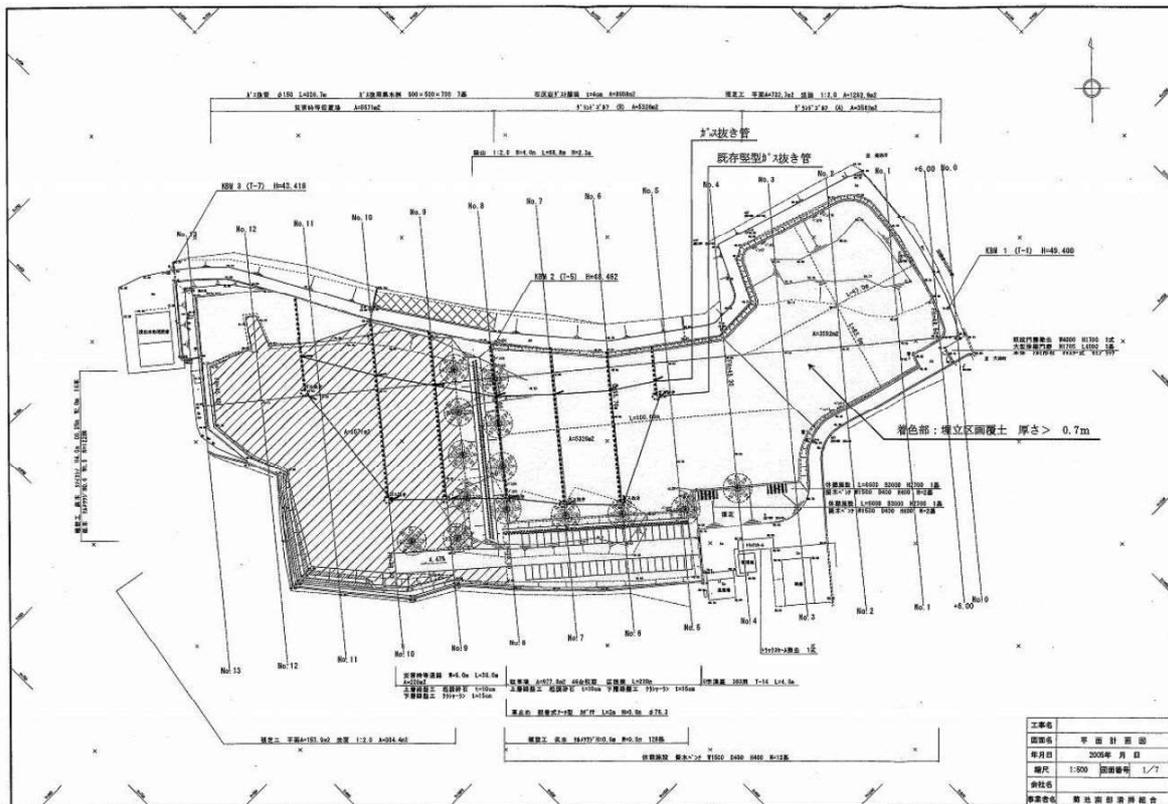


環境美化センター再資源化工場及び楽善埋立処分場



旧杉水埋立処分場

【適正処理困難物】

区 分	ご み 種	
①有害性のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・硫酸、硝酸等の劇薬類 ・殺虫剤、消毒剤等の農薬類 ・化学薬品類 ・その他有害性のあるもの 	
②危険性のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・日本刀 ・銃弾 ・バッテリー ・ガスボンベ（カセットコンロ用を除く） ・消火器（中身が入っていないものを除く） ・発煙筒及び花火（いずれも未使用のもの） ・その他危険性のあるもの 	
③引火性のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・灯油 ・ガソリン ・軽油 ・混合油 ・重油 ・シンナー ・廃油 ・オイル ・その他引火性のあるもの 	
④著しく悪臭を発するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ等の汚物 ・その他著しく悪臭を発するもの 	
⑤特別管理一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・感染性廃棄物等 	
⑥前各号に定めるもののほか 組合長が処理施設の機能に支 障があると認めるもの	ゴム等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃ゴムタイヤ等
	金属類	<ul style="list-style-type: none"> ・ドラム缶（中身が入っていないものを除く） ・自動車関係部品（走行性能に係らないものを除く） ・バイク ・シニアカー ・オイルヒーター ・オイルジャッキ ・農機具類（家庭で使われたものを除く） ・エンジン（走行用以外のものを除く）
	空かん類	<ul style="list-style-type: none"> ・有害性のあるものが入っていた空かん ・引火性のあるものが入っていた空かん ・その他、塗料等が入っていた空かん （中身が入っていないものを除く）
	木製品類	<ul style="list-style-type: none"> ・幅 1.5m 長さ 3.0m 高さ 1.0m を超える木製品 ・板の厚さが 10 cm を超えるもの （動物の置物、囲碁盤、将棋盤等）
	木竹片	<ul style="list-style-type: none"> ・面の直径又は面の短辺の長さが 10cm を超えるもの ・長辺の長さが 3.0m を超えるもの
	動物の死がい	<ul style="list-style-type: none"> ・実験した動物
	家屋解体及び 改造に係わる もの等	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋解体及び改造等に係わる廃材類 ・石膏ボード ・耐火ボード ・断熱材 ・グラスウール ・ワラ ・カワラ ・スレート ・ブロック ・基礎石 ・コンクリート ・レンガ ・セメント ・その他ガレキ類
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・畑、山、庭等で生じた木の根、竹の根、ワラ等 ・砂利、土砂、石類 ・ボウリング用ボール

※受け入れるものは直接搬入に限る想定としている。

表 1 組合及び事業者の事業範囲【運転管理業務】(1/3)

業務内容		組合	事業者	備考 (●:組合業務 ◇:事業者業務)	
共通	1) 受付・搬入管理		◇	◇管理棟にて市・町、許可業者、直接搬入及び回収物等の搬入・搬出車両の記録・確認・管理 ◇直接搬入しようとする者に対して、排出地域並びに搬入物の確認 ◇管理棟で搬入・搬出車両の誘導・指示	
	2) 計量及び料金徴収		◇	◇搬入車両、搬出車両の計量事務 ◇委託及び許可業者搬入車両の計量カードの管理 ◇ごみ処分手数料の徴収・保管・管理 ◇釣り銭の準備・保管・管理	
	3) 受付・搬入管理マニュアルの作成		◇	◇受付・搬入管理マニュアルの作成	
	4) 受付・搬入管理計画の作成		◇	◇受付・搬入管理計画の作成	
	5) ごみ処理実施計画の作成	●		●ごみ処理基本計画の策定 ●年度毎のごみ処理実施計画の策定	
運転管理業務	1) ごみの搬入管理		◇	◇プラットフォーム内及び施設周辺において搬入車両を誘導・指示すること。必要に応じて誘導員を配置する等、適切な誘導・指示を行う	
			◇	◇直接搬入ごみ・粗大ごみの荷降ろし時の指示及び補助	
			◇	◇処理不適物の混入防止と搬入者への指導、段ボール等に入れられたものについては中身の確認。資源化可能なものは分別。また、スプリング入りマットレスの分別解体	
			◇	◇粗大ごみを不燃性・可燃性に区分し、処理先を判断	
			◇	◇搬入不適物の発見・搬入者への返還	
			◇	◇搬入不適物搬入先の指示	
			◇	◇処理不適物の混入防止、組合への報告・保管	
			●	●適正処理困難物の処理についての指示	
		●	●展開検査の実施		
		◇	◇展開検査への協力		
	再資源化工場	2) 適正処理		◇	◇関係法令、環境管理基準等を遵守した運転管理 ◇回収する資源について純度回収率等保証条件への適合 ◇処理不適物に対する処理(家電 4 品目については指定引取所までの運搬及び引渡しとする。リサイクル券の購入代金は事業者の範囲に含めない。) ◇運転休止時における廃棄物の処理について、本件施設に保管できない場合、事業者の責務において処理先を確保し処理 ◇破碎後の鉄類や可燃残渣に含まれる資源物の選別
				◇	◇関係法令、環境管理基準等を満たしていることの確認
		3) 適正運転		◇	◇関係法令、環境管理基準等を満たしていることの確認
		4) 廃蛍光管の保管		◇	◇搬入された廃蛍光管を適切に保管する
5) 廃乾電池等の保管			◇	◇搬入された廃乾電池・ボタン電池を適切に保管する	
6) 特定家庭用機器再商品化法に定める対象品目の保管及び運搬			◇	◇リサイクル券が貼られた対象品目を再資源化工場において一時保管後、特定家庭用機器再商品化法に定める指定引き取り場所まで運搬	
7) 特定品目の保管及び処理			◇	◇搬入された水銀体温計・水銀血圧計、練り朱肉を適切に保管する ◇スプレー缶、ライター・チャッカマンを適正に処理する	
8) 再資源化工場で対応できない業務		◇	◇表 6 参照		
9) 資源物の搬出・資源化の促進		◇	◇再資源化工場の粗大・不燃ごみ系列及び資源物系列より回収される資源物を組合に引き渡し		

表 2 組合及び事業者の事業範囲【運転管理業務】(2/3)

業務内容		組合	事業者	備 考 (●:組合業務 ◇:事業者業務)
再資源化工場	10) 用役、予備品、消耗品、各種物品の調達・管理		◇	◇調達計画の作成及び組合への提出 ◇調達計画に基づき用役、予備品、消耗品、各種物品を調達、適切に管理
	11) 運転管理マニュアルの作成		◇	◇施設の運転操作に関して、操作手順、方法について取扱説明書に基づき、運転管理マニュアルを作成 ◇策定した運転管理マニュアルを、施設の運転に合わせて随時改善
	12) 運転計画の作成		◇	◇年度毎の計画処理量に基づく施設の点検・補修等を考慮した年間運転計画を作成 ◇年間運転計画に基づき月間運転計画を作成 ◇年間運転計画、月間運転計画に変更が生じる場合は、組合へ報告し、計画の変更
	13) 新環境工場(ごみ処理施設)への搬出		◇	◇破碎残渣及び資源残渣の選別 ◇可燃残渣等を新環境工場(ごみ処理施設)まで運搬
	14) 最終処分場への搬出		◇	◇不燃性破碎残渣及び不燃性資源残渣を令和 3 年度は全量を楽善埋立処分場、令和 4 年度以降は楽善埋立処分場と新最終処分場概ね同量となるよう運搬。
楽善埋立処分場(埋立地)	1) 搬入管理		◇	◇施設周辺において搬入車両を誘導・指示すること。必要に応じて誘導員を配置する
			◇	◇直接搬入ごみ・粗大ごみの荷降ろし時の指示及び補助
			◇	◇埋立不適物の混入防止、組合への報告
	2) 適正処理		◇	◇関係法令、環境管理基準等を遵守した処理 ◇埋立作業の実施及び覆土材の調達 ◇即日覆土の実施 ◇埋立休止時における廃棄物の処理
	3) 適正埋立		◇	◇関係法令、環境管理基準等を満たしていることの確認
	4) 最終処分場残余容量の計測		◇	◇年 1 回以上楽善埋立処分場の残余容量を計測
	5) 用役、予備品、消耗品、各種物品の調達・管理		◇	◇再資源化工場と同様
	6) 埋立管理マニュアルの作成		◇	◇施設の埋立作業に関して、埋立作業手順、方法について取扱説明書に基づき、埋立管理マニュアルを作成 ◇策定した埋立管理マニュアルを、施設の埋立状況に合わせて随時改善
7) 埋立計画の作成		◇	◇年度毎の計画処理量に基づく施設の点検・補修等を考慮した年間埋立計画を作成 ◇年間運転計画に変更が生じる場合は、組合へ報告し、計画の変更	
楽善埋立処分場(浸出水処理施設)	1) 適正処理		◇	◇関係法令、環境管理基準等を遵守した処理 ◇運転休止時における浸出水の処理
	2) 適正運転		◇	◇関係法令、環境管理基準等を満たしていることの確認
	3) 用役、予備品、消耗品、各種物品の調達・管理		◇	◇再資源化工場と同様
	4) 運転管理マニュアルの作成		◇	◇施設の運転操作に関して、操作手順、方法について取扱説明書に基づき、運転管理マニュアルを作成 ◇策定した運転管理マニュアルを、施設の運転に合わせて随時改善
	5) 運転計画の作成		◇	◇年度毎の計画処理量に基づく施設の点検・補修等を考慮した年間運転計画を作成 ◇年間運転計画に基づき月間運転計画を作成 ◇年間運転計画、月間運転計画に変更が生じる場合は、組合へ報告し、計画の変更
	6) 汚泥の搬出		◇	◇浸出水処理施設から発生する汚泥を新環境工場(ごみ処理施設)へ運搬 ◇槽内清掃時に発生する清掃汚泥は埋立地へ運搬 ◇発生する汚泥量の管理

表 3 組合及び事業者の事業範囲【運転管理業務】(3/3)

業務内容		組合	事業者	備 考 (●:組合業務 ◇:事業者業務)	
運転管理業務	旧杉水埋立処分場		◇	◇楽善埋立処分場(浸出水処理施設)と同様	
			◇	◇楽善埋立処分場(浸出水処理施設)と同様	
			◇	◇楽善埋立処分場(浸出水処理施設)と同様	
			◇	◇楽善埋立処分場(浸出水処理施設)と同様	
			◇	◇楽善埋立処分場(浸出水処理施設)と同様	
			◇	◇浸出水処理施設から発生する汚泥を楽善埋立処分場浸出水処理施設へ運搬	
	焼却灰及び飛灰処理物運搬業務※1			◇	◇新環境工場(ごみ処理施設)から発生した焼却灰及び飛灰処理物を楽善埋立処分場まで運搬
				◇	◇焼却灰及び飛灰処理物の積み込み、積み込み量の確認 ◇計量伝票の保管
				◇	◇運搬業務に関して、手順、方法について基準化した運搬業務マニュアルを作成 ◇策定した運搬業務マニュアルを、業務状況に合わせて随時改善
				◇	◇年間運搬業務計画を作成 ◇年間運搬業務計画に基づき月間運搬業務計画を作成 ◇年間運搬業務計画、月間運搬業務計画に変更が生じる場合は、組合へ報告し、計画の変更

※1：焼却灰及び飛灰処理物運搬業務の実施期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までである。

表 4 組合及び事業者の事業範囲【維持管理業務】

業務内容	組合	事業者	備考（●：組合業務 ◇：事業者業務）
1) 施設の機能・性能・能力維持		◇	◇本件施設の要求性能、環境管理基準を事業期間中維持
2) 点検・検査、補修及び設備更新計画		◇	◇点検・検査、補修及び設備更新とは、事業者が本件施設の要求性能を維持するために必要な設備一式の点検・検査、補修及び更新であり、楽善埋立処分場については、堅型保有水等集排水設備、遮水シート及び遮光性保護マット、貯留構造物等の土木設備を含む ◇各設備の点検・検査、補修及び更新は、本件施設の稼働に支障を与えないように実施 ◇事業期間中の点検・検査実施計画、補修実施計画及び設備更新実施計画を作成し、組合の承諾を得る ◇点検・検査実施計画、補修実施計画及び設備更新実施計画は、点検・検査、補修及び設備更新の結果に基づき毎年度更新し、組合の承諾を得る
3) 点検・検査実施計画の作成		◇	◇点検・検査実施計画（毎年度のもの、事業期間を通じたもの）を策定し、組合の承諾を得る
4) 点検・検査の実施		◇	◇点検・検査実施計画に基づく保守・点検整備業務 ◇点検・検査実施後、点検・検査結果報告書を作成し、組合へ提出
5) 補修実施計画の作成		◇	◇補修実施計画（毎年度のもの、事業期間を通じたもの）を作成し、組合の承諾を得る
6) 補修の実施		◇	◇補修実施計画に基づき補修を実施 ◇補修工事施工計画書を組合に提出し、承諾を得る ◇補修実施後、補修結果報告書を作成し、組合へ提出
	●		●不可抗力による補修業務
7) 設備更新実施計画の作成		◇	◇設備更新実施計画（毎年度のもの、事業期間を通じたもの）を作成し、組合の承諾を得る ◇設備更新結果報告書を作成し、組合へ提出
8) 設備更新の実施		◇	◇設備更新計画に基づき設備更新を実施 ◇設備更新工事施工計画書を組合に提出し、承諾を得る ◇設備更新実施後、設備更新結果報告書を作成し、組合へ提出
	●		●不可抗力により必要となる設備更新
9) 建築物・建築設備の保全	●	◇	◇建築設備（照明・採光設備・給排水衛生設備・空調設備、消防設備、エレベーター、シャッター）の点検・修理交換を行う ◇建築物（建屋の外壁、屋根の防水等）の有資格者（建築士又はそれと同等以上の資格を有する者）による点検（3年に1回）及び報告 ●事業者からの報告を基に、建築物の補修等を行う
	●		●不可抗力による補修業務
10) 改良保全	●	◇	●◇改良保全を行う場合、提案者側が計画書を作成し、組合と事業者で協議を実施
11) 清掃		◇	◇清掃計画書の作成、施設内の清掃・整理整頓業務 ◇日常清掃・定期清掃の実施
12) 維持管理マニュアルの作成		◇	◇維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成 ◇策定した維持管理マニュアルを、業務状況に合わせて随時改善
13) 精密機能検査		◇	◇精密機能検査及び機能検査の実施 ◇精密機能検査及び機能検査の終了後、報告書を組合に提出
14) 長寿命化総合計画の作成及び実施		◇	◇施設保全計画の作成 ◇延命化計画作成への協力

維持管理業務

表 5 組合及び事業者の事業範囲【測定管理業務、安全衛生管理業務、防災管理業務】

業務内容		組合	事業者	備 考 (●:組合業務 ◇:事業者業務)
測定管理業務	1) 環境管理基準		◇	◇公害防止条件、関係法令、公害防止協定等を遵守した環境管理基準を定める
	2) 測定管理マニュアルの作成		◇	◇環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・測定箇所数・頻度・時期等を定めた測定管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得る ◇測定管理マニュアルに基づいて必要な計測・分析を行い、環境管理基準の遵守状況を確認 ◇環境管理基準の遵守状況について組合に報告
安全衛生管理業務	1) 作業環境管理基準		◇	◇労働安全衛生法等関係法令を遵守した作業環境管理基準を定める
	2) 作業環境管理計画の作成		◇	◇作業環境管理基準の遵守を確認するために必要な測定項目、測定方法、測定頻度及び測定時期を定めた作業環境管理計画を作成し、組合へ報告
	3) 労働安全衛生・作業環境管理		◇	◇関係法令に基づく安全衛生管理体制の整備及び組合への報告 ◇必要な保護具及び測定器の整備と使用・点検 ◇安全作業マニュアルを作成し、組合の承諾を得る ◇安全衛生教育及び訓練の実施 ◇場内の整理整頓及び清潔の保持による作業環境の維持
防災管理業務	1) 緊急対応マニュアルの作成		◇	◇緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止・復旧手順を定めた緊急対応マニュアルを作成 ◇緊急対応マニュアルの改善
	2) 自主防災組織の整備		◇	◇台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等に備え、自主防災組織の整備 ◇自主防災組織及び警察、消防、組合等への連絡体制の整備
	3) 防災訓練の実施		◇	◇定期的な防災訓練の実施
	4) 事故報告書の作成		◇	◇事故発生時に緊急対応マニュアルに従い、事故状況、運転記録の組合へ報告 ◇事故報告書を作成し、組合へ報告

表 6 組合及び事業者の事業範囲【関連業務】

業務内容	組合	事業者	備考（●：組合業務 ◇：事業者業務）
1) ペットボトルの選別、圧縮、保管		◇	◇ペットボトルの選別・圧縮加工及び保管 ◇残渣の選別と組合が指示する処理施設への運搬
2) 容器包装プラスチック等の選別、圧縮、保管		◇	◇容器包装プラスチック(白色トレイ・発泡スチロールを含む)の選別 ◇選別後の容器包装プラスチックの選別・圧縮加工及び保管
3) フロンガス回収業務		◇	◇家電品等からのフロンガスの回収及び破壊処理
4) 資源残渣の処理		◇	◇資源残渣を選別し、可燃性資源残渣を新環境工場(ごみ処理施設)へ、不燃性資源残渣を令和3年度は全量を楽善埋立処分場へ、令和4年度以降は楽善埋立処分場と新最終処分場へ概ね同量となるよう運搬
5) 破碎残渣の処理		◇	◇破碎残渣を選別し、可燃性破碎残渣を新環境工場(ごみ処理施設)へ、3cm以下に破碎した不燃性破碎残渣を令和3年度は全量を楽善埋立処分場へ、令和4年度以降は楽善埋立処分場と新最終処分場へ概ね同量となるよう運搬
6) 合併浄化槽の維持管理		◇	◇合併浄化槽の法定点検及び維持管理
7) 植栽管理		◇	◇本件施設敷地内及び敷地周辺の植栽管理(剪定・刈込、除草、薬剤散布等) ^{※2}
8) 施設警備・防犯		◇	◇施設警備防犯要領・体制の整備と組合へ報告 ◇機械警備の導入
9) 見学者対応		◇	◇見学者の受付及び説明 ◇見学者説明要領書を作成し、組合の承諾を得る ◇見学者説明用パンフレットの内容更新、追加印刷等
	●		●行政視察への対応
10) 周辺住民対応		◇	◇住民から直接事業者へ意見等があった場合、初期の対応を適切に行い、その後の対応を組合へ引き継ぐ
11) 防火管理		◇	◇消防法等関係法令に基づく防火管理要領・体制の整備及び組合への報告 ◇消防用設備等点検結果の報告
12) 必要な保険への加入	●	◇	●一般財団法人全国自治協会 建物災害共済への加入 施設所有者として火災保険及び機械的・電氣的事故に対する機械保険の付保 ◇その他必要な保険への加入
		◇	◇労災保険、第三者賠償保険への加入 運営事業における雇用者に対する労災保険及び第三者への賠償保険の付保

※2：植栽管理の範囲については、添付資料8を参照すること。なお、旧杉水埋立処分場については、浸出水処理施設周辺の除草が事業範囲となる。

表 7 組合及び事業者の事業範囲【情報管理業務】

業務内容	組合	事業者	備 考 (●:組合業務 ◇:事業者業務)
1) 運転管理報告		◇	◇各施設の搬入量、搬出量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報を記載した運転管理報告書を作成し、組合へ提出 ◇運転管理関連データの保管
2) 点検・検査報告		◇	◇点検・検査計画及び点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、組合へ提出 ◇点検・検査関連データの保管
3) 補修・更新報告		◇	◇補修計画及び補修結果を記載した補修結果報告書、更新計画及び更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、組合へ提出 ◇補修、更新関連データの保管
4) 測定管理報告		◇	◇測定管理計画に基づき計測した測定管理状況を記載した測定管理報告書を作成し、組合へ提出 ◇測定管理関連データの保管
5) 作業環境管理報告		◇	◇作業環境計画に基づき計測した作業環境管理状況を記載した作業環境管理計画及び報告書を作成し、組合へ提出 ◇作業環境管理関連データの保管
6) 防災管理報告		◇	◇緊急対応マニュアルに基づき実施した防災管理報告書を作成し、組合へ提出 ◇防災管理関連データの保管
7) 清掃管理報告		◇	◇清掃計画に基づき実施した清掃管理報告書を作成し、組合へ提出 ◇清掃管理関連データの保管
8) 業務完了報告		◇	◇月間業務完了報告書を作成し、組合へ提出
9) 事業継続計画		◇	◇事業継続計画の策定
10) 貸与品管理		◇	◇組合が事業者へ貸与したものについて、事業者は貸与品管理台帳を作成し保管状況を常に把握
11) 施設情報管理報告書		◇	◇各種マニュアル、図面等の管理 ◇補修、更新、改良保全等による施設変更が生じた場合の各種マニュアル、図面等の変更
12) その他管理記録報告		◇	◇設備により必要な項目、自主管理記録等の管理報告書を作成 ◇管理記録関連データの保管

情報管理業務

1. 再資源化工場

表 1 再資源工場における近年搬入量及び搬入量の見込み（参考）

	年度	人口	搬入量(t/年)			
			資源物	不燃・埋立 ごみ	不燃性 粗大ごみ	合計
実績	平成 23 年度	141,749	2,992	647	75	3,714
	平成 24 年度	143,987	3,096	652	64	3,812
	平成 25 年度	144,257	3,107	650	68	3,825
	平成 26 年度	145,845	3,034	644	64	3,742
	平成 27 年度	147,557	3,198	647	77	3,922
	平成 28 年度	149,470	3,807	896	107	4,810
	平成 29 年度	150,783	3,304	604	128	4,336
	平成 30 年度	152,109	3,280	550	150	3,980
(参考) 計画	平成 31 年度	157,008	3,439	710	73	4,222
	令和 2 年度	158,864	3,480	719	74	4,273
	令和 3 年度	194,997	3,854	1,212	100	5,166
	令和 4 年度	196,657	3,893	1,218	101	5,212
	令和 5 年度	198,313	3,931	1,225	102	5,257
	令和 6 年度	199,967	3,970	1,231	102	5,303
	令和 7 年度	201,622	4,008	1,237	103	5,348
	令和 8 年度	203,276	4,047	1,243	104	5,394
	令和 9 年度	204,932	4,086	1,250	105	5,440
	令和 10 年度	206,592	4,124	1,256	105	5,486
	令和 11 年度	208,255	4,163	1,262	106	5,532
	令和 12 年度	209,921	4,202	1,269	107	5,578
令和 3～12 年度合計		—	40,277	12,402	1,034	53,714
令和 3～12 年度平均		—	4,028	1,240	103	5,371

※令和 3 年度から菊池市全域が組合に加入する。令和 2 年度までは菊池市の泗水町以外の区域を除いた値、令和 3 年度以降は菊池市全域を含めた値である。

※資源物の搬入量内訳は、表 2 に示すとおりである。

表 2 特定家庭用機器再商品化法に定める対象品目搬入量の推移

	年度	エアコン		テレビ	冷蔵庫及び冷凍庫		洗濯機及 び衣類乾 燥機
		室外機	室内機		170ℓ以下	171ℓ以上	
実績	平成 23 年度	1	1	43	22	9	15
	平成 24 年度	0	0	25	20	9	8
	平成 25 年度	5	5	36	70	45	22
	平成 26 年度	7	3	66	63	33	31
	平成 27 年度	7	4	171	74	49	49
	平成 28 年度	19	17	271	103	64	64
	平成 29 年度	19	14	251	106	97	99
	平成 30 年度	12	10	309	146	107	145

表 3 資源物の搬入量内訳（参考）

年度	実績							
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人口(人)	141,749	143,987	144,257	145,845	147,557	149,470	150,783	152,109
搬入量(t/年)	3,714	3,812	3,825	3,742	3,922	4,810	4,036	3,980
資源物	2,992	3,096	3,107	3,034	3,198	3,807	3,304	3,280
新聞紙・チラシ、紙類・紙製容器包装等	397	441	449	404	395	506	353	367
布類、段ボール、牛乳パック	406	407	398	393	399	518	418	403
ペットボトル	213	222	231	222	232	290	269	284
白色トレイ・発泡スチロール	15	14	13	13	13	15	13	13
プラスチック類	785	789	803	816	869	942	877	864
びん・かん類、小型金物等	1,176	1,223	1,213	1,186	1,290	1,534	1,374	1,347
不燃・埋立ごみ	647	652	650	644	647	896	604	550
不燃性粗大ごみ	75	64	68	64	77	107	128	150

→事業期間

年度	(参考)計画												R3~12 合計	R3~12 平均
	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
人口(人)	157,008	158,864	193,333	194,997	196,657	198,313	199,967	201,622	203,276	204,932	206,592	208,255	—	—
搬入量(t/年)	4,222	4,273	5,166	5,212	5,257	5,303	5,348	5,394	5,440	5,486	5,532	5,578	53,714	5,371
資源物	3,439	3,480	3,854	3,893	3,931	3,970	4,008	4,047	4,086	4,124	4,163	4,202	40,277	4,028
新聞紙・チラシ、紙類・紙製容器包装等	491	497	601	606	611	617	622	627	633	638	643	649	6,246	625
布類、段ボール、牛乳パック	464	470	484	489	495	500	506	511	517	523	528	534	5,086	509
ペットボトル	263	267	278	281	284	287	290	293	296	299	302	306	2,916	292
白色トレイ・発泡スチロール	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	142	14
プラスチック類	879	889	952	962	972	983	993	1,003	1,013	1,023	1,034	1,044	9,979	998
びん・かん類、小型金物等	1,328	1,343	1,526	1,540	1,555	1,569	1,584	1,598	1,613	1,627	1,642	1,656	15,909	1,590
不燃・埋立ごみ	710	719	1,212	1,218	1,225	1,231	1,237	1,243	1,250	1,256	1,262	1,269	12,402	1,240
不燃性粗大ごみ	73	74	100	101	102	102	103	104	105	105	106	107	1,034	103

2. 楽善埋立処分場

表 4 楽善埋立処分場における近年搬入量及び搬入量の見込み（参考）

	年度	搬入量(t/年)			
		焼却残渣	不燃性破碎残渣	不燃性資源残渣	合計
実績	平成 23 年度	3,926	502	366	4,794
	平成 24 年度	4,125	361	484	4,970
	平成 25 年度	4,131	358	501	4,991
	平成 26 年度	4,096	351	484	4,931
	平成 27 年度	4,289	394	529	5,212
	平成 28 年度	4,075	707	548	5,330
	平成 29 年度	4,259	437	524	5,220
	平成 30 年度	4,271	361	508	5,140
(参考) 計画	平成 31 年度	4,372	346	390	5,108
	令和 2 年度	4,414	350	390	5,154
	令和 3 年度	5,639	354	394	6,387
	令和 4 年度	2,838	179	199	3,216
	令和 5 年度	2,856	181	201	3,238
	令和 6 年度	2,874	183	203	3,260
	令和 7 年度	2,892	185	205	3,282
	令和 8 年度	2,910	187	207	3,304
	令和 9 年度	2,929	190	208	3,327
	令和 10 年度	2,947	192	210	3,349
	令和 11 年度	2,965	194	212	3,371
	令和 12 年度	2,983	196	214	3,393
令和 3～12 年度合計		31,833	2,041	2,253	36,127
令和 3 年度		5,639	354	394	6,387
令和 4～12 年度平均		2,910	187	207	3,304

※小数点以下の端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

※令和 3 年度から菊池市全域が組合に加入する。令和 2 年度までは菊池市の泗水町以外の区域を除いた値、令和 3 年度以降は菊池市全域を含めた値である。

※焼却灰等の発生量割合及び性状は、以下のとおり。なお、発生量割合については参考値である。

年間発生量割合 焼却灰：飛灰処理物＝76：24

性状 焼却灰：熱灼減量 5%、重金属類：焼却灰及び飛灰処理物の溶出基準値以下
飛灰処理物：重金属類：上記溶出基準値以下

1. 楽善埋立処分場

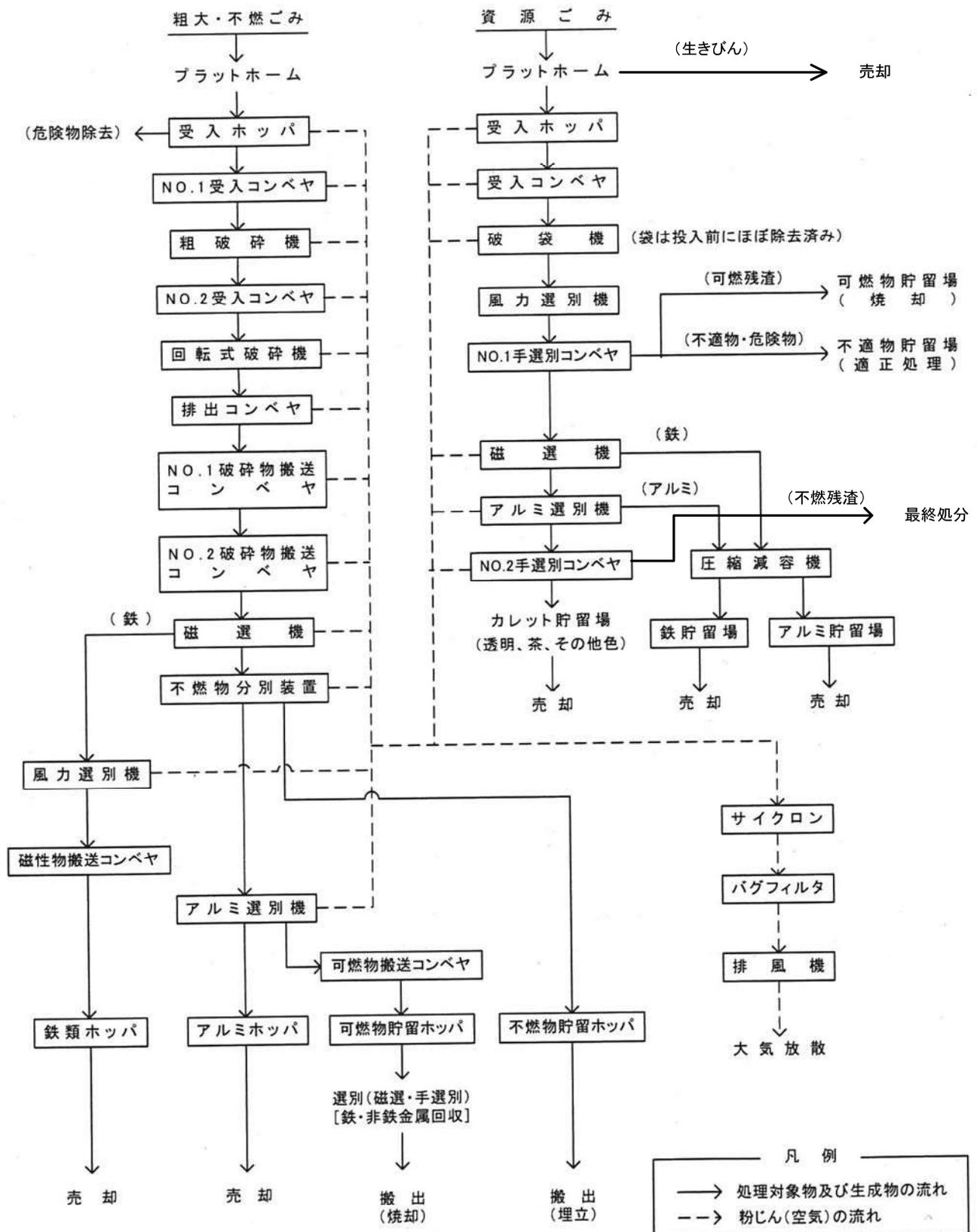
表 1 楽善埋立処分場における近年浸出水処理量実績

	年度	放流量 (m ³ /年)
実績	平成 23 年度	18,171
	平成 24 年度	16,921
	平成 25 年度	14,219
	平成 26 年度	18,271
	平成 27 年度	22,824
	平成 28 年度	24,267
	平成 29 年度	20,472
	平成 30 年度	20,189
	平成 27～30 年度平均	21,938

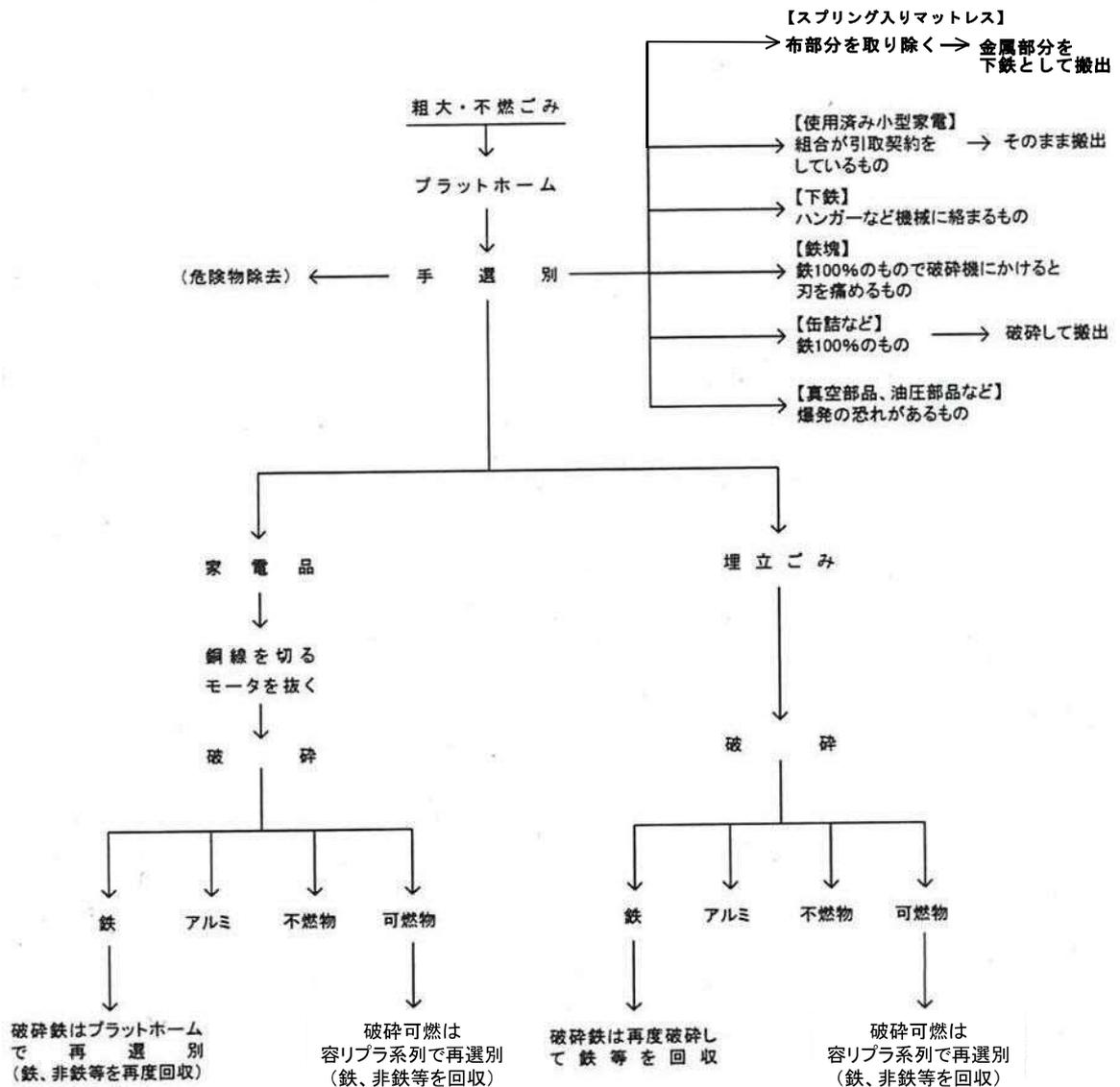
2. 旧杉水埋立処分場

表 2 旧杉水埋立処分場における近年浸出水処理量実績

	年度	放流量 (m ³ /年)
実績	平成 23 年度	16,960
	平成 24 年度	15,600
	平成 25 年度	8,720
	平成 26 年度	11,600
	平成 27 年度	16,160
	平成 28 年度	15,200
	平成 29 年度	12,160
	平成 30 年度	12,960
	平成 26～30 年度平均	13,616

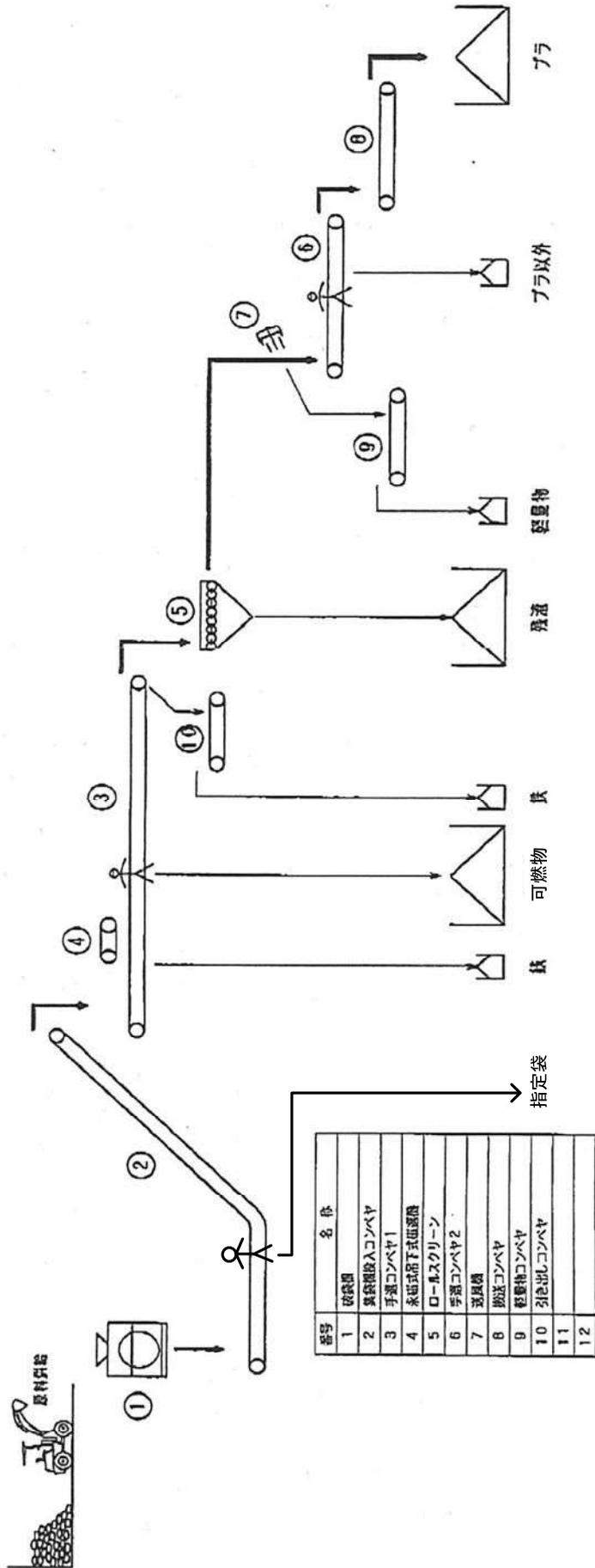


処理工程図(粗大・不燃ごみ系列、資源物系列)

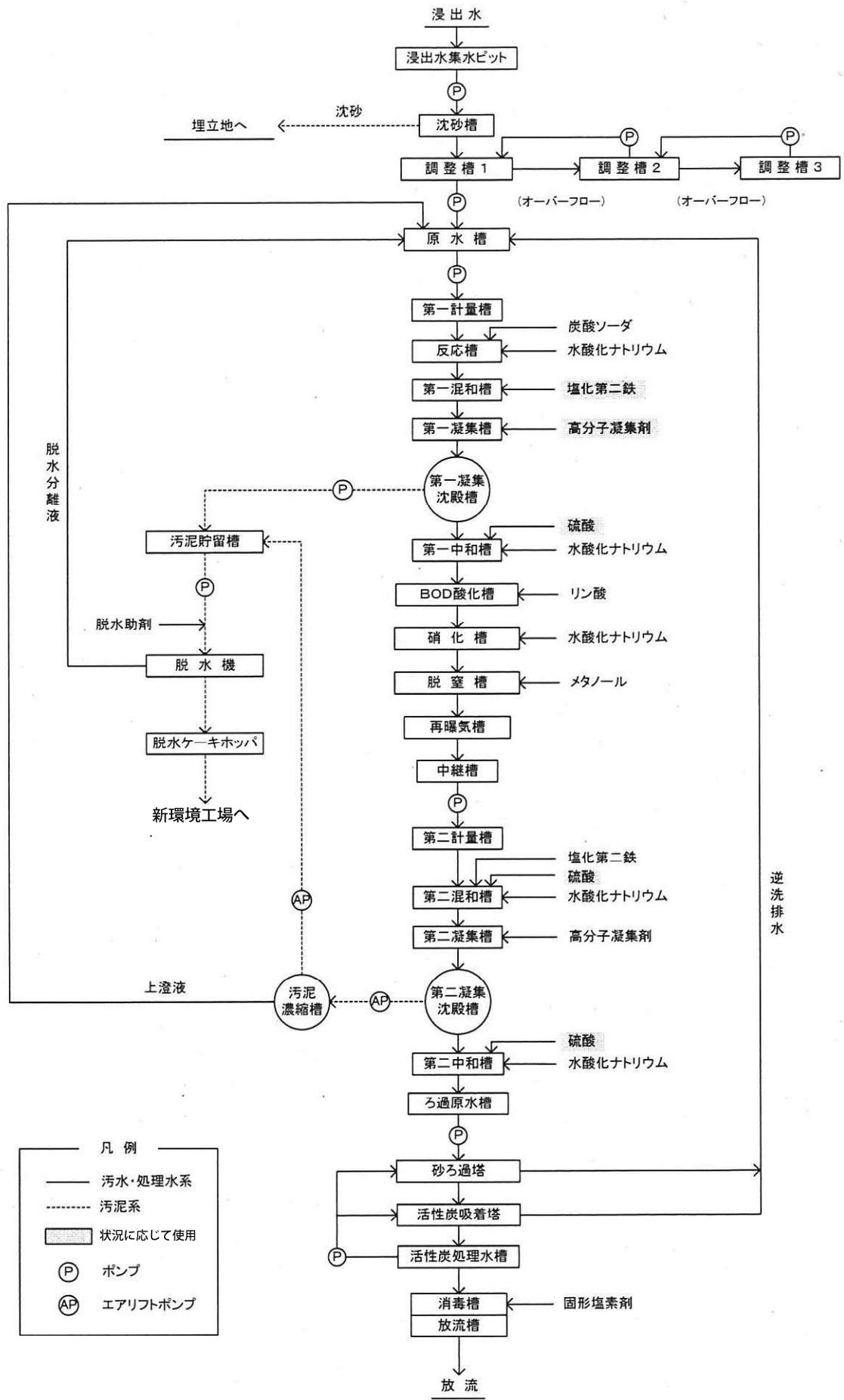


現在はスクラップ価格が低いため、供給側の純度を上げないと買い取ってくれない

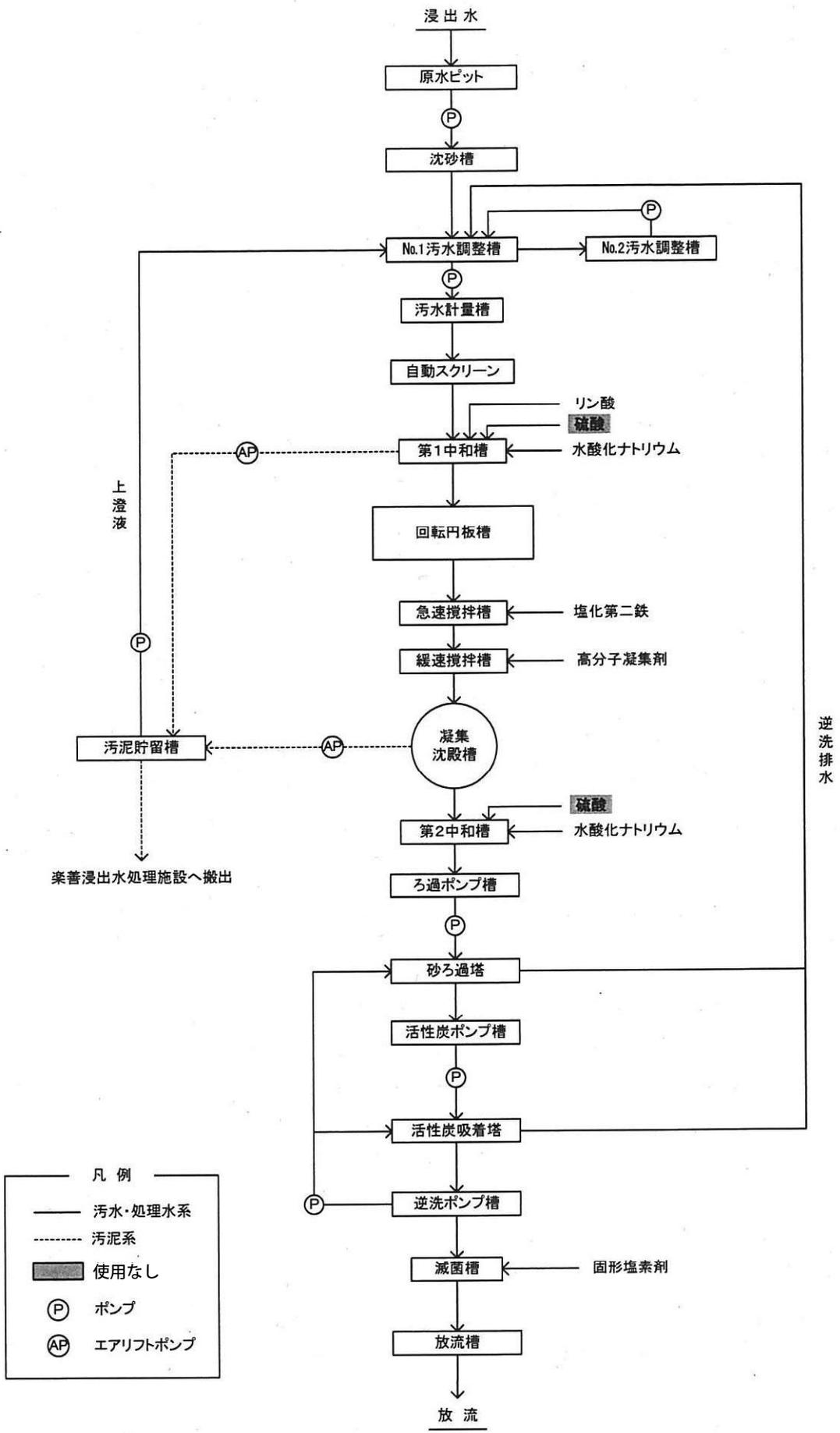
不燃ごみの処理作業状況



処理フロー図（容器包装プラスチック系列）



楽善埋立処分場 浸出水処理施設 処理工程



旧杉水埋立処分場 浸出水処理施設 処理工程

添付資料 7 処理不適物搬出量実績

(単位:kg)

No	搬出日	搬出量	搬 出 品 目 割 合				
			びんかん 中身あり	医療系 廃棄物	がれき類	塗料缶 中身あり	その他
1	2019.01.09	80	7			1	2
2	2019.01.16	170	7		1	1	1
3	2019.01.16	190	7		1	1	1
4	2019.01.22	90	7		1	1	1
5	2019.01.23	30	9				1
6	2019.01.29	160	8				2
7	2019.01.31	50	7		1	1	1
8	2019.02.08	130	9				1
9	2019.02.13	100	8		1	1	
10	2019.02.13	120	7		1	1	1
11	2019.02.13	140	7		1	1	1
12	2019.02.26	70	6.5	0.5	1	1	1
13	2019.02.27	130	8		1		1
14	2019.03.01	180	8				2
15	2019.03.07	120	7		1	1	1
16	2019.03.13	80	8		0.5	0.5	1
17	2019.03.19	60	7		1	1	1
18	2019.03.22	190	8			1	1
19	2019.03.27	120	7	0.5	1	1	0.5
20	2019.03.27	60	7		1	1	1
21	2019.03.27	100	8			1	1
22	2019.04.10	110	8		1	1	
23	2019.04.11	170	7		1	1	1
24	2019.04.11	240	6		2		2
25	2019.04.24	100	7		1	1.5	0.5
26	2019.04.25	110	8			1	1
27	2019.05.08	200	8			1	1
28	2019.05.08	100	9		0.5	0.5	
29	2019.05.13	240	6	1	2	1	
30	2019.05.22	110	7		1	0.5	1.5
31	2019.05.29	200	7		1	1	1
32	2019.06.05	150	7		1	1	1
33	2019.06.05	110	7		2		1
34	2019.06.12	310	6		1	1	2
35	2019.06.14	250	3		6		1
36	2019.06.18	180	6	1	1	1	1
37	2019.06.26	180	7.5		1	1	0.5
38	2019.07.09	160	9			0.5	0.5
39	2019.07.10	120	8		0.5	0.5	1
40	2019.07.12	240	6	1	1	1	1
41	2019.07.17	100	7		2	1	
42	2019.07.17	240	7		2	1	
期間合計		5,990	304	4	41	32	40
平均		142.6	7.2	0.1	1.0	0.8	0.9

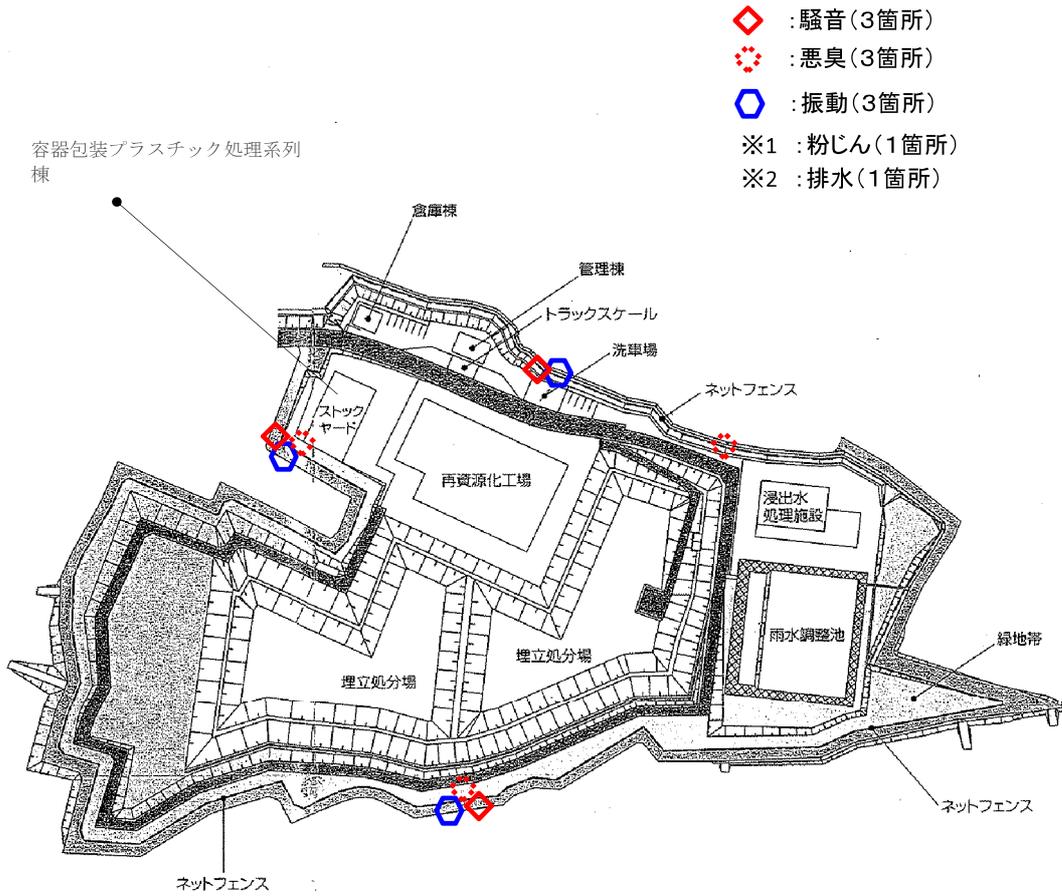
■再資源化工場に係る設備更新及び整備の内容

系列	設備名称	令和3年4月～令和13年3月までに必要な設備更新及び整備の内容		
		項目	延命化工事の内容	
粗大系	受入・供給設備			
	ごみ計量機	計量システム屋内設置機器	パソコン関係、カードリーダーの更新	
	No. 1受入コンベヤ	電動機	電動機の更新	
	No. 2受入コンベヤ	電動機	電動機の更新	
	破碎・圧縮設備			
	粗破碎機	本体		ディスク及びディスクに付属する部品の更新
		油圧ユニット		油圧ユニットの更新
		レベル計		投入口レベル計の更新
	回転式破碎機	本体		ディスク及びディスクに付属する部品の更新
		電動機		電動機の更新
		レベル計		投入口レベル計の更新
	搬送設備			
	排出コンベヤ	電動機		電動機の更新
	No. 1破碎物搬送コンベヤ	電動機		電動機の更新
	No. 2破碎物搬送コンベヤ	電動機		電動機の更新
	磁性物搬送コンベヤ	電動機		電動機の更新
	可燃物搬送コンベヤ	電動機		電動機の更新
	選別設備			
	磁力選別機	電動機		電動機の更新
		回転ローラ用電動機		電動機の更新
	不燃物分別装置	本体		スクリーン及び各種ローラの更新
		電動機		電動機の更新
	アルミ選別機	電動機		電動機の更新
		磁石ロータ回転用発動機		電動機の更新
	その他			
	換気用送風機	電動機		電動機の更新
	不燃物貯留ホッパ	ロードセル		ロードセルの更新
		油圧シリンダー		油圧シリンダーの更新
		レベル計		レベル計の更新
	可燃物貯留ホッパ	油圧シリンダー		油圧シリンダーの更新
レベル計			レベル計の更新	
アルミホッパ	油圧シリンダー		油圧シリンダーの更新	
	レベル計		レベル計の更新	
ホッパ開閉油圧装置	油圧ユニット用電動機		電動機の更新	
鉄類ホッパ	油圧シリンダー		油圧シリンダーの更新	
	レベル計		レベル計の更新	

■再資源化工場に係る設備更新及び整備の内容

系列	設備名称	令和3年4月～令和13年3月までに必要な設備更新及び整備の内容	
		項目	延命化工事の内容
資源系	受入・供給設備		
	受入コンベヤ	電動機	電動機の更新
	選別設備		
	磁力選別機	電動機	電動機の更新
		回転ローラ用電動機	電動機の更新
	アルミ選別機	電動機	電動機の更新
		磁石ロータ回転用発動機	電動機の更新
	No.1手選別コンベヤ	電動機	電動機の更新
	No.2手選別コンベヤ	電動機	電動機の更新
	圧縮・選別設備		
	破袋機	電動機	電動機の更新
		レベル計	投入口レベル計の更新
	圧縮減容機及び貯留バンカ	油圧ユニットポンプ用電動機	電動機の更新
		アルミ貯留バンカレベル計	レベル計の更新
		鉄類貯留バンカレベル計	レベル計の更新
搬送設備			
手選別残渣搬送コンベヤ	電動機	電動機の更新	
手選別残渣搬出コンベヤ	電動機	電動機の更新	
共通	選別設備		
	選別用送風機	電動機	電動機の更新
	集じん設備		
	排風機	電動機	電動機の更新
	脱臭装置	電動機	電動機の更新
	給排水設備		
	排水槽	レベルスイッチ	各槽レベルスイッチの更新
	受水槽	レベルセンサ	各槽レベルスイッチの更新
電気計装設備			
動力制御盤・現場操作盤	中央監視操作盤	各種計器及び電気部品の取替（シーケンサは除く）	

【再資源化工場】測定位置—粉じん・排水(合併浄化槽)・騒音・振動・悪臭



※1: 粉じんの測定地点は、再資源化工場の集じん装置排気筒出口である。
 ※2: 排水は、合併処理浄化槽において処理した排水を採取して水質測定を行う。

【再資源化工場】測定項目・基準値・頻度－粉じん・排水(合併浄化槽)・騒音・振動・悪臭

測定項目		単位	基準値		測定頻度
			基準値	計画条件	
粉じん		(g/m ³ N)	0.05	－	年1回
排水	pH	(mg/L)	5.6～8.6	－	年1回
	BOD	(mg/L)	30	－	年1回
	SS	(mg/L)	60	－	年1回
騒音	昼間	(dB)	60	－	年1回
	朝夕	(dB)	50	－	年1回
	夜間	(dB)	45	－	年1回
振動	昼間	(dB)	65	－	年1回
	夜間	(dB)	60	－	年1回
悪臭	アンモニア	(ppm)	1	－	年1回
	メチルメルカプタン	(ppm)	0.002	－	年1回
	硫化水素	(ppm)	0.02	－	年1回
	硫化メチル	(ppm)	0.01	－	年1回
	二硫化メチル	(ppm)	0.009	－	年1回
	トリメチルアミン	(ppm)	0.005	－	年1回
	アセトアルデヒド	(ppm)	0.05	－	年1回
	スチレン	(ppm)	0.4	－	年1回
	プロピオン酸	(ppm)	0.03	－	年1回
	ノルマル酪酸	(ppm)	0.006	－	年1回
	ノルマル吉草酸	(ppm)	0.0009	－	年1回
	イソ吉草酸	(ppm)	0.001	－	年1回
	トルエン	(ppm)	10	－	年1回
	キシレン	(ppm)	1	－	年1回
	酢酸エチル	(ppm)	3	－	年1回
	メチルイソブチルケトン	(ppm)	1	－	年1回
	イソブタノール	(ppm)	0.9	－	年1回
	プロピオンアルデヒド	(ppm)	0.05	－	年1回
	ノルマルブチルアルデヒド	(ppm)	0.009	－	年1回
	イソブチルアルデヒド	(ppm)	0.02	－	年1回
	ノルマルバレールアルデヒド	(ppm)	0.009	－	年1回
イソバレールアルデヒド	(ppm)	0.003	－	年1回	

【楽善埋立処分場】測定位置—浸出水(原水・放流水)・周縁地下水・埋立発生ガス



※1: 周縁地下水の測定地点は、楽善埋立処分場の上流及び下流である。
 ※2: 埋立発生ガスの測定地点は、楽善埋立処分場内の任意の箇所とする。

【楽善埋立処分場】測定項目・基準値・頻度一浸出水(原水・放流水)

項 目		単位	基準値		測定頻度	
			排水基準値	計画条件	原水	放流水
生活環境項目	pH	(mg/L)	5.8~8.6	5.8~8.6	年2回	年12回
	BOD	(mg/L)	60	10	年2回	年12回
	COD	(mg/L)	90	10	年2回	年12回
	SS	(mg/L)	60	10	年2回	年12回
	窒素含有量(日間平均)	(mg/L)	60	10	年2回	年12回
	リン含有量(日間平均)	(mg/L)	8	1	—	年12回
	大腸菌群数(日間平均)	(個/mL)	3,000	3,000	年2回	年12回
有害物質等	カドミウム及びその化合物	(mg/L)	0.03	—	—	年1回
	シアン化合物	(mg/L)	1	—	—	年1回
	有機リン化合物	(mg/L)	1	—	—	年1回
	鉛及びその化合物	(mg/L)	0.1	—	—	年1回
	六価クロム化合物	(mg/L)	0.5	—	—	年1回
	ヒ素及びその化合物	(mg/L)	0.1	—	—	年1回
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/L)	0.005	—	—	年1回
	アルキル水銀化合物	(mg/L)	不検出	—	—	年1回
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	(mg/L)	0.003	—	—	年1回
	トリクロロエチレン	(mg/L)	0.1	—	—	年1回
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.1	—	—	年1回
	ジクロロメタン	(mg/L)	0.2	—	—	年1回
	四塩化炭素	(mg/L)	0.02	—	—	年1回
	1・2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.04	—	—	年1回
	1・1-ジクロロエチレン	(mg/L)	1	—	—	年1回
	シス-1・2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.4	—	—	年1回
	1・1・1-トリクロロエタン	(mg/L)	3	—	—	年1回
	1・1・2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.06	—	—	年1回
	1・3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.02	—	—	年1回
	チウラム	(mg/L)	0.06	—	—	年1回
	シマジン	(mg/L)	0.03	—	—	年1回
	チオベンカルブ	(mg/L)	0.2	—	—	年1回
	ベンゼン	(mg/L)	0.1	—	—	年1回
	セレン及びその化合物	(mg/L)	0.1	—	—	年1回
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	(mg/L)	5	—	—	年1回
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類)	(mg/L)	30	—	—	年1回
	フェノール類含有量	(mg/L)	5	—	—	年1回
	銅含有量	(mg/L)	3	—	—	年1回
	亜鉛含有量	(mg/L)	2	—	—	年1回
	溶解性鉄含有量	(mg/L)	10	—	—	年1回
	溶解性マンガン含有量	(mg/L)	10	—	—	年1回
	クロム含有量	(mg/L)	2	—	—	年1回
ほう素及びその化合物(海域以外)	(mg/L)	50	—	—	年1回	
ふっ素及びその化合物(海域以外)	(mg/L)	15	—	—	年1回	
アモニア、アモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/L)	200	—	—	年1回	
1・4-ジオキサン	(mg/L)	10	—	—	年1回	
その他	カルシウムイオン	(mg/L)	—	100	年2回	年1回
	塩化物イオン	(mg/L)	—	—	年1回	年1回
—	ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	10 ¹⁾	—	—	年1回

排水基準値：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(別表第1：保有水)

1) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める命令

【楽善埋立処分場】測定項目・基準値・頻度一周縁地下水

項目	単位	基準値		測定頻度		
		基準値	計画条件	周縁地下水	集排水設備排水	
その他	電気伝導率	(mS/m)	—	—	年12回	年12回
	塩化物イオン	(mg/L)	—	—	年12回	年12回
	過マンガン酸カリウム消費量 (COD _{Mn})	(mg/L)	—	—	年1回	年1回
有害物質等	カドミウム	(mg/L)	0.003	—	年1回	年1回
	全シアン	(mg/L)	不検出	—	年1回	年1回
	鉛	(mg/L)	0.01	—	年1回	年1回
	六価クロム	(mg/L)	0.05	—	年1回	年1回
	ヒ素	(mg/L)	0.01	—	年1回	年1回
	総水銀	(mg/L)	0.0005	—	年1回	年1回
	アルキル水銀	(mg/L)	不検出	—	年1回	年1回
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	(mg/L)	不検出	—	年1回	年1回
	トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01	—	年1回	年1回
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01	—	年1回	年1回
	ジクロロメタン	(mg/L)	0.02	—	年1回	年1回
	四塩化炭素	(mg/L)	0.002	—	年1回	年1回
	1・2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004	—	年1回	年1回
	1・1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1	—	年1回	年1回
	1・2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04	—	年1回	年1回
	1・1・1-トリクロロエタン	(mg/L)	1	—	年1回	年1回
	1・1・2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006	—	年1回	年1回
	1・3-ジクロロプロパン	(mg/L)	0.002	—	年1回	年1回
	チウラム	(mg/L)	0.006	—	年1回	年1回
	シマジン	(mg/L)	0.003	—	年1回	年1回
	チオベンカルブ	(mg/L)	0.02	—	年1回	年1回
	ベンゼン	(mg/L)	0.01	—	年1回	年1回
	セレン	(mg/L)	0.01	—	年1回	年1回
1・4-ジオキサン	(mg/L)	0.05	—	年1回	年1回	
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	(mg/L)	0.002	—	年1回	年1回	
—	ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	1 ¹⁾	—	年1回	年1回

基準値：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（別表第二：地下水）

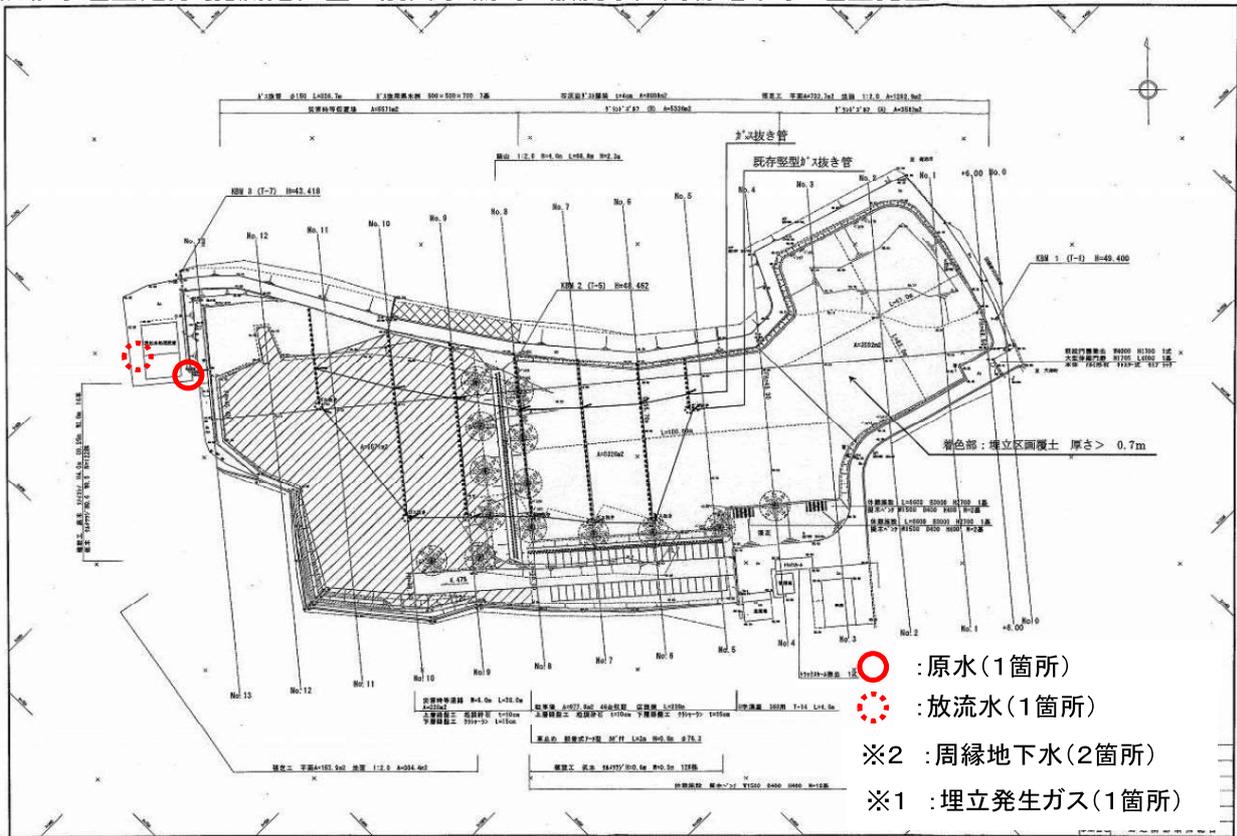
1) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める命令

【楽善埋立処分場】測定項目・基準値・頻度一埋立発生ガス

項目	単位	基準値		測定頻度	
		基準値	計画条件	ガス抜き管	
ガス調査※	ガス組成：アンモニア	(ppm)	—	—	年1回
	ガス組成：硫化水素	(ppm)	—	—	年1回
	ガス組成：一酸化炭素	(ppm)	—	—	年1回
	ガス組成：二酸化炭素	(ppm)	—	—	年1回
	ガス組成：メタンガス	(ppm)	—	—	年1回
	ガス組成：酸素	(%)	—	—	年1回
	ガス組成：窒素※	(%)	—	—	(年1回)
	ガス量	(L/min)	—	—	年1回
	外気温度	(°C)	—	—	年1回
	外気湿度	(%)	—	—	年1回
	蒸気発生有無	—	—	—	年1回
	温度調査	埋立地内温度 (ガス温度)	(°C)	—	—

※ガス調査：ガス組成項目のうち、窒素は計算によるものとする。

【旧杉水埋立処分場】測定位置—浸出水(原水・放流水)・周縁地下水・埋立発生ガス



※1: 周縁地下水の測定地点は、旧杉水埋立処分場の上流及び下流である。
 ※2: 埋立発生ガスの測定地点は、旧杉水埋立処分場内の任意の箇所とする。

【旧杉水埋立処分場】測定項目・基準値・頻度一浸出水(原水・放流水)

項 目		単位	基準値		測定頻度	
			排水基準値	計画条件	原水	放流水
生活環境項目	pH	(mg/L)	5.8~8.6	5.8~8.6	年2回	年12回
	BOD	(mg/L)	60	20	年2回	年12回
	COD	(mg/L)	90	20	年2回	年12回
	SS	(mg/L)	60	30	年2回	年12回
	窒素含有量(日間平均)	(mg/L)	60	—	年2回	年12回
	リン含有量(日間平均)	(mg/L)	8	—	—	年12回
	大腸菌群数(日間平均)	(個/mL)	3,000	—	年2回	年12回
有害物質等	カドミウム及びその化合物	(mg/L)	0.03	—	—	年1回
	シアン化合物	(mg/L)	1	—	—	年1回
	有機リン化合物	(mg/L)	1	—	—	年1回
	鉛及びその化合物	(mg/L)	0.1	—	—	年1回
	六価クロム化合物	(mg/L)	0.5	—	—	年1回
	ヒ素及びその化合物	(mg/L)	0.1	—	—	年1回
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/L)	0.005	—	—	年1回
	アルキル水銀化合物	(mg/L)	不検出	—	—	年1回
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	(mg/L)	0.003	—	—	年1回
	トリクロロエチレン	(mg/L)	0.1	—	—	年1回
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.1	—	—	年1回
	ジクロロメタン	(mg/L)	0.2	—	—	年1回
	四塩化炭素	(mg/L)	0.02	—	—	年1回
	1・2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.04	—	—	年1回
	1・1-ジクロロエチレン	(mg/L)	1	—	—	年1回
	シス-1・2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.4	—	—	年1回
	1・1・1-トリクロロエタン	(mg/L)	3	—	—	年1回
	1・1・2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.06	—	—	年1回
	1・3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.02	—	—	年1回
	チウラム	(mg/L)	0.06	—	—	年1回
	シマジン	(mg/L)	0.03	—	—	年1回
	チオベンカルブ	(mg/L)	0.2	—	—	年1回
	ベンゼン	(mg/L)	0.1	—	—	年1回
	セレン及びその化合物	(mg/L)	0.1	—	—	年1回
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	(mg/L)	5	—	—	年1回
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類)	(mg/L)	30	—	—	年1回
	フェノール類含有量	(mg/L)	5	—	—	年1回
	銅含有量	(mg/L)	3	—	—	年1回
	亜鉛含有量	(mg/L)	2	—	—	年1回
	溶解性鉄含有量	(mg/L)	10	—	—	年1回
	溶解性マンガン含有量	(mg/L)	10	—	—	年1回
	クロム含有量	(mg/L)	2	—	—	年1回
ほう素及びその化合物(海域以外)	(mg/L)	50	—	—	年1回	
ふっ素及びその化合物(海域以外)	(mg/L)	15	—	—	年1回	
アモニア、アモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/L)	200	—	—	年1回	
1・4-ジオキサン	(mg/L)	10	—	—	年1回	
その他	カルシウムイオン	(mg/L)	—	—	年2回	年1回
	塩化物イオン	(mg/L)	—	—	年1回	年1回
—	ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	10 ¹⁾	—	—	年1回

排水基準値：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(別表第1：保有水)

1) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める命令

【旧杉水埋立処分場】測定項目・基準値・頻度一周縁地下水

項目	単位	基準値		測定頻度	
		基準値	計画条件	周縁地下水	
その他	電気伝導率	(mS/m)	—	—	年12回
	塩化物イオン	(mg/L)	—	—	年12回
	過マンガン酸カリウム消費量 (COD _{Mn})	(mg/L)	—	—	年1回
有害物質等	カドミウム	(mg/L)	0.003	—	年1回
	全シアン	(mg/L)	不検出	—	年1回
	鉛	(mg/L)	0.01	—	年1回
	六価クロム	(mg/L)	0.05	—	年1回
	ヒ素	(mg/L)	0.01	—	年1回
	総水銀	(mg/L)	0.0005	—	年1回
	アルキル水銀	(mg/L)	不検出	—	年1回
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	(mg/L)	不検出	—	年1回
	トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01	—	年1回
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01	—	年1回
	ジクロロメタン	(mg/L)	0.02	—	年1回
	四塩化炭素	(mg/L)	0.002	—	年1回
	1・2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004	—	年1回
	1・1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1	—	年1回
	1・2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04	—	年1回
	1・1・1-トリクロロエタン	(mg/L)	1	—	年1回
	1・1・2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006	—	年1回
	1・3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002	—	年1回
	チウラム	(mg/L)	0.006	—	年1回
	シマジン	(mg/L)	0.003	—	年1回
	チオベンカルブ	(mg/L)	0.02	—	年1回
	ベンゼン	(mg/L)	0.01	—	年1回
	セレン	(mg/L)	0.01	—	年1回
	1・4-ジオキサン	(mg/L)	0.05	—	年1回
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	(mg/L)	0.002	—	年1回	
—	ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	1 ¹⁾	—	年1回

基準値：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（別表第二：地下水）

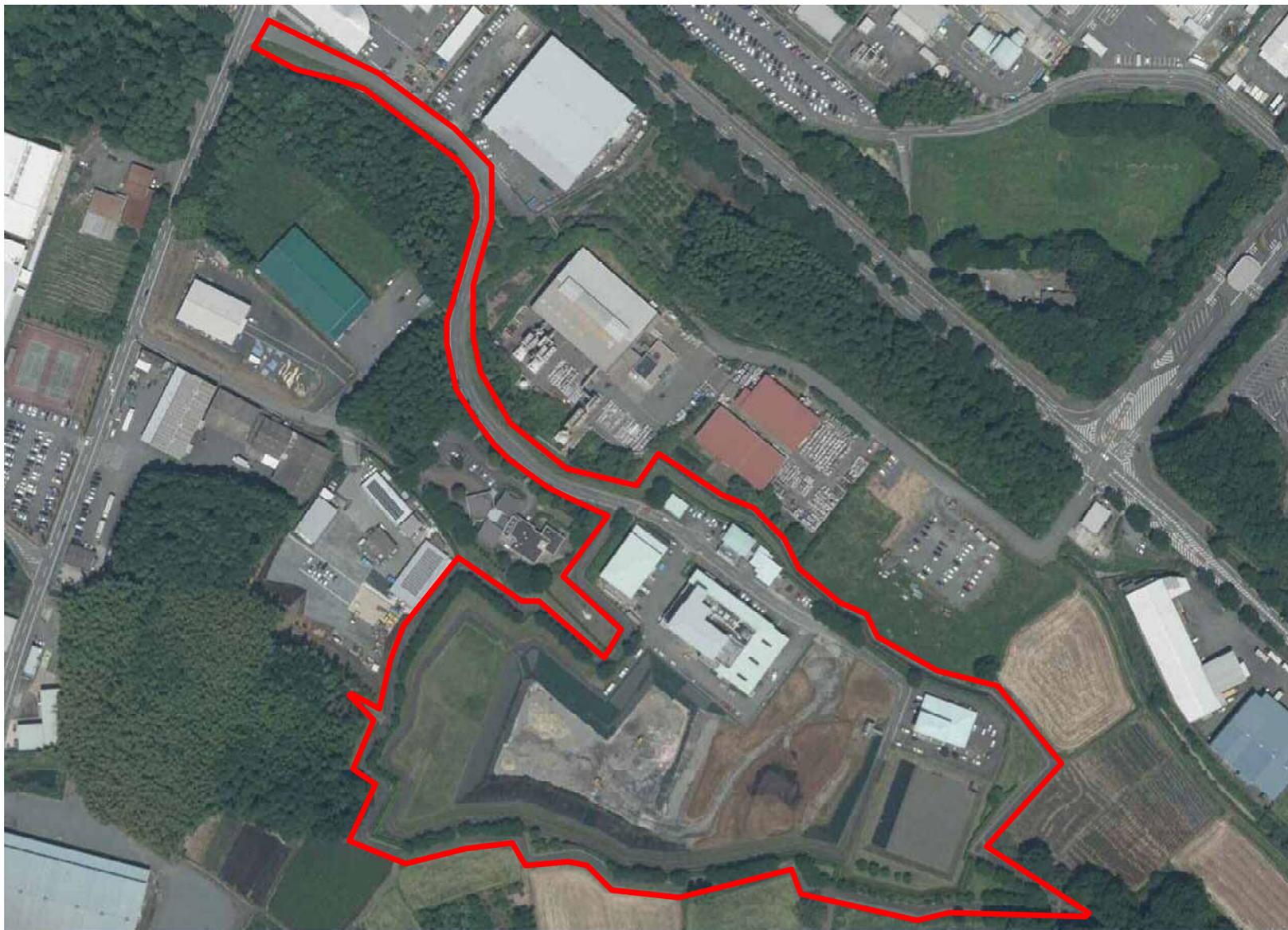
1) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める命令

【旧杉水埋立処分場】測定項目・基準値・頻度一埋立発生ガス

項目	単位	基準値		測定頻度		
		基準値	計画条件	ガス抜き管	簡易計測 ^{※2}	
ガス調査※	ガス組成：アンモニア	(ppm)	—	—	年1回	—
	ガス組成：硫化水素	(ppm)	—	—	年1回	月1回
	ガス組成：一酸化炭素	(ppm)	—	—	年1回	—
	ガス組成：二酸化炭素	(ppm)	—	—	年1回	月1回
	ガス組成：メタンガス	(ppm)	—	—	年1回	月1回
	ガス組成：酸素	(%)	—	—	年1回	—
	ガス組成：窒素 ^{※1}	(%)	—	—	(年1回)	—
	ガス量	(L/min)	—	—	年1回	月1回
	外気温度	(°C)	—	—	年1回	—
	外気湿度	(%)	—	—	年1回	—
	蒸気発生有無	—	—	—	年1回	—
	温度調査	埋立地内温度 (ガス温度)	(°C)	—	—	年1回

※1: ガス調査: ガス組成項目のうち、窒素は計算によるものとする。

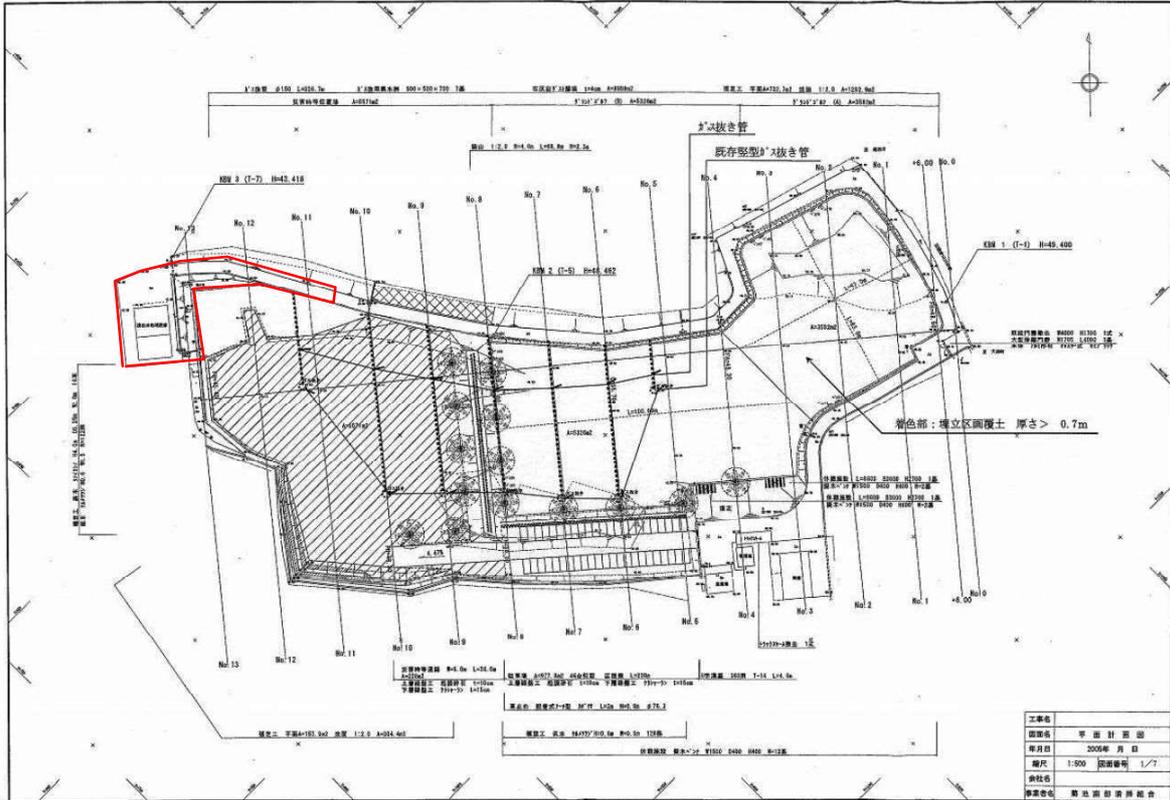
※2: 簡易計測: ガス抜き管において、ポータブル計測器等による月1回の簡易計測を実施すること。



出典) 国土地理院

 : 環境美化センターにおける除草・植栽管理作業の範囲

旧杉水埋立処分場浸出水処理施設周辺における除草作業の範囲



(出典：国土地理院)

旧杉水埋立処分場

令和 2 年度に完了を予定している環境美化センター等包括管理業務委託終了時の引渡し条件書の内容は、組合と現環境美化センター等包括管理業務受託者との間で調整しているところであることから、入札参加資格審査の結果、参加資格が認められた応募者に対して 9 月上旬頃を目途に別途配付する予定である。

本添付資料では、参考として、現環境美化センター等包括管理業務受託者が事業終了時に本件施設を組合に引渡す際の必要条件を示す。

【現環境美化センター等包括管理業務受託者が事業終了時に本件施設を組合に引渡す際の必要条件】

1. 再資源化工場

事業者は事業終了時において、以下の条件を満たしたうえで、施設を本組合に引き渡すこと。

- (1) 事業期間中の運転データ、用役データ、公害防止に係る各種データ、組合が実施する精密機能検査結果及び施設建設当初に実施した性能検査等を照らし合わせ、事業終了時の施設の性能が事業開始時と同等程度と認められること。なお、同等程度とは、処理能力は定格処理能力(44t/日)の10%減までの範囲とし、環境管理基準は全て満たすこととする。
- (2) 設備機器等に大きな損傷が無く良好な状態であること。但し、継続使用に支障の無い程度の軽微な汚損・劣化（通常の経年劣化によるものも含む）を除くものとする。
- (3) 事業期間終了後に本組合が要求水準書に記載の業務を同じ水準で行う場合において、本件施設を継続して使用することに支障のない状態とすること。
- (4) 組合が要求水準書に記載の業務を行うにあたり支障が無いよう、組合が指示する内容の業務の引継ぎを行うこと。引継ぎ項目には、本件施設の取扱説明書（事業期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む。）及び、事業者が提案した本事業の仕様書及び契約書に基づき事業者が整備作成する図書を含むものとする。

2. 楽善埋立処分場及び旧杉水埋立処分場

事業者は事業終了時において、以下の条件を満たしたうえで、施設を本組合に引き渡すこと。

- (1) 事業期間中の運転データ、用役データ、公害防止に係る各種データ、組合が実施する精密機能検査結果及び施設建設当初に実施した性能検査等を照らし合わせ、事業終了時の施設の性能が事業開始時と同等程度と認められること。なお、同等程度とは、環境管理基準を全て満たすこととする。
- (2) 設備機器等に大きな損傷が無く良好な状態であること。但し、継続使用に支障の無い程度の軽微な汚損・劣化（通常の経年劣化によるものも含む）を除くものとする。
- (3) 事業期間終了後に本組合が要求水準書に記載の業務を同じ水準で行う場合において、本件施設を継続して使用することに支障のない状態とすること。
- (4) 組合が要求水準書に記載の業務を行うにあたり支障が無いよう、組合が指示する内容の業務の引継ぎを行うこと。引継ぎ項目には、本件施設の取扱説明書（事業期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む。）及び、事業者が提案した本事業の仕様書及び契約書に基づき事業者が整備作成する図書を含むものとする。

3. 上記以外の本件施設

事業者は事業終了時において、以下の条件を満たしたうえで、施設を本組合に引き渡すこと。

- (1) 設備機器等に大きな損傷が無く良好な状態であること。但し、継続使用に支障の無い程度の軽微な汚損・劣化（通常の経年劣化によるものも含む）を除くものとする。
- (2) 事業期間終了後に本組合が要求水準書に記載の業務を同じ水準で行う場合において、本件施設を継続して使用することに支障のない状態とすること。
- (3) 組合が要求水準書に記載の業務を行うにあたり支障が無いよう、組合が指示する内容の業務の引継ぎを行うこと。引継ぎ項目には、本件施設の取扱説明書（事業期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む。）及び、事業者が提案した本事業の仕様書及び契約書に基づき事業者が整備作成する図書を含むものとする。